

## 宮之城町議会だより

⑤ 平成14年5月発行

宮之城町屋地楽習館の設置及び  
管理に関する条例の制定について

宮之城農村労働福祉センターに係る  
雇用・能力開発機構の持ち分が本町に  
譲渡されることに伴う設置条例制定。

問 地区公民館としなかったのはなぜか。また、使用料の減免規定はどうか。

答 図書館的な機能が中心で、町民が利用しやすい時間設定等を図る。公民館主事は配置しないが、町民楽習課指導員が出向いて学級・講座等を実施したい。使用料の減免規定については、地区公民館と同様の取り扱いとする。

十四年度町一般会計予算関係分

問 三月末で二人の職員が退職するそうだが、事業に支障がないような態勢なのかな。

答 二人には、引き続き嘱託として指導に当たつてもらうことにしていく。町としても、一層老人福祉向上に努める。

文教厚生常任委員会

問 「放課後児童健全育成事業」は、昨年山崎小を対象に計画されたが、希望が少なく実施されていない。今年の計画と対策は。

答 十四年度は、山崎小と鹿追小を実施する計画で進める。二〇人を超えると国の補助が、一〇人を超えると県の補助が適用されることから、引き継ぎ推進したい。

問 「延長保育事業」は、山崎保育所では保育時間を午後六時を七時までに延長して実施され、園児も増加しているが、所長・保育師の負担は大きくなると思うが、今後の計画は。

答 延長保育事業については、保護者のニーズに応えようと町社会福祉協議会と協議して実施されたもので、今年から佐志保育所でも実施を予定している。

十四年度町一般会計予算成

問 町社会福祉協議会の運営助成と受託事業についてだが、町から一〇件の受託は他の町に比較して多く、職員数も充足の状況ではない。町として、財政援助・人的支援態勢はとれないものか。

十四年度国民健康保険事業特別会計予算

問 三月末で二人の職員が退職するそうだが、事業に支障がないような態勢なのかな。

答 二人には、引き続き嘱託として指導に当たつてもらうことにしていく。町としても、一層老人福祉向上に努める。

問 町社会福祉協議会の運営助成と受託事業についてだが、町から一〇件の受託は他の町に比較して多く、職員数も充足の状況ではない。町として、財政援助・人的支援態勢はとれないものか。

答 協議会には心から敬意と感謝を申し上げている。本業の社会福祉業務を推進しながらの事業の受託であり、運営資金等へのしわ寄せがあるとすれば、所要の措置を講じたい。職員の待遇改善、支援策についても十分協議したい。

問 青少年の健全育成についてだが、本年四月から学校週五日制が始ままり、地域と一体となつた施策が必要と思うが対策は。

答 非常に重要な問題であり、学校・家庭・地域を含めた取り組みを進め、地域活動支援事業にも青少年の参画活動推進、高校生クラブのモデルを作り、健全育成に努めたい。

十四年度国民健康保険事業特別会計予算

問 医療費が地域により差があるが、保険事業に生かす方法は。

答 町民へ啓発し、健康づくり保健事業に取り組み推進していくべきだ。



「宮之城町屋地樂習館」に名称替えた農村労働福祉センター